

議案第 9 号

君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 1 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例（平成 7 年君津市条例第 1 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例の一部を改正する条例

君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例（平成7年君津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第11条中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第62号）の施行の日から施行する。

君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(肥料の適正使用)</p> <p>第11条 肥料(肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第2条第1項に規定する肥料をいう。)を使用して事業を営む者は、その使用につき適正な方法によらなければならない。</p>	<p>(肥料の適正使用)</p> <p>第11条 肥料(肥料取締法(昭和25年法律第127号)第2条第1項に規定する肥料をいう。)を使用して事業を営む者は、その使用につき適正な方法によらなければならない。</p>